

平成 22 年 12 月 10 日

食品表示部会における調査会の設置について

消費者委員会

食品表示部会長 田 島 眞

食品表示部会において、原料原産地表示の拡大の進め方に関する検討にあたり、専門的事項の調査審議を行うため、食品表示部会設置・運営規程第 4 条第 1 項に基づき、下記のとおり、調査会を設置する。

記

1. 設置する調査会の名称

原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会

2. 設置の理由

食品表示部会が、同部会設置・運営規程第 3 条第 3 号に基づき、原料原産地表示の拡大に関し調査審議する場合において、必要な専門的事項の検討を行うため、同部会に調査会を設置する。

3. 調査会の所掌

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく加工食品の原料原産地表示の義務付けの拡大を進めていくにあたり、義務対象品目を選定する際の基本的な考え方や対象品目の候補の選定方法などについて、検討を行う。